

(仮称) 文京区手話言語条例の基本的な考え方

1 条例制定の背景・趣旨

手話は、手、指、体の動き及び顔の表情などにより視覚的に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても言語として位置付けられる、手話言語を必要とする者にとって生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段です。

しかし、手話言語は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得できなかったこと、手話言語により学習できなかったこと、手話言語を使用しやすい環境が整備されてこなかったこと等により、これまで手話言語を必要とする者は必要な知識や情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

文京区は、手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組むことで、全ての者が支え合い、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、(仮称) 文京区手話言語条例の制定を図っています。

2 目的

手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会を実現することを目的とします。

※区民とは

区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。

※事業者とは

区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいます。

※手話言語を必要とする者とは

ろう者、難聴者、中途失聴者等をいいます。

3 基本理念

- (1) 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければなりません。
- (2) 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとって円滑に行われなければなりません。
- (3) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければなりません。

4 責務

区が行うべきこと又区民や事業者が取り組むべきことは次のとおりです。

(1) 区の責務

区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進するものとします。

(2) 区民の責務

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

② 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるように努めるものとします。

5 施策の推進

(1) 区は、次に掲げる施策を推進します。

① 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

② 手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策

③ 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策

④ その他、区長が必要があると認めた施策

(2) 切れ目のない支援

・ 区は、出生時からの成長段階又はその必要とする段階に応じて、手話言語を必要とする者が手話言語を獲得し、及び習得し、並びに手話言語で学習する機会を確保するよう努めるものとします。

・ 区は、当事者団体と連携して、手話言語を必要とする者及び当該者と日常生活を共にする者に対し、手話言語に関する情報及び学習の機会を提供するとともに、切れ目のない支援を行うための相談体制等の環境を整備するよう努めるものとします。

(3) 福祉及び保健サービスにおける環境整備

区は、福祉及び保健に係るサービスについて、手話言語を必要とする者が手話言語を利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

(4) 災害時等における措置

区は、災害その他の非常事態において、手話言語を必要とする者が手話言語で必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

- (5) 区は、施策の推進に当たり、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとします。
- (6) 区は、施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとします。

※当事者団体とは

主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもって構成される団体をいいます。

※障害者とは

障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいいます。

6 スケジュール

(1) これまでの経緯

令和4年5月～令和5年7月 当事者団体との意見交換

令和5年10月27日 文京区障害者差別解消支援地域協議会にて意見交換

(2) 今後の予定

令和5年11月 議会報告

パブリックコメント実施（令和5年11月1日～11月30日）

区民説明会の開催

令和5年12月 条例案作成

令和6年2月 区議会令和6年2月定例議会付議

令和6年4月 条例施行